



(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成26年 5月12日

鳥取県知事 様

提出者

住 所 鳥取県米子市富益町88番地1

氏 名 米子製鋼株式会社

代表取締役社長 日高 康夫

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0859-28-8111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	米子製鋼株式会社
事業場の所在地	鳥取県米子市富益町88番地1
計画期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	22 鉄鋼業
②事業の規模	301,000万円
③従業員数	194人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 1の通り

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
別紙 2の通り	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
①現状	【前年度（ 25年度）実績】
	産業廃棄物の種類 別紙 3の通り
	排 出 量 別紙 3の通り
	(これまでに実施した取組) 社内再利用量の増量 社内中間処理品の売却先拡販
②計画	【目標】
	産業廃棄物の種類 別紙 3の通り
	排 出 量 別紙 3の通り
	(今後実施する予定の取組) 社内中間処理品の売却先拡販 官民一体による廃棄物の用途拡大の推進
産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 保管場所、保管容器による分別を実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	
①現状	【前年度（ 25年度）実績】
	産業廃棄物の種類 別紙 3の通り
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量 別紙 3の通り
	(これまでに実施した取組) 再利用率の増量
②計画	【目標】
	産業廃棄物の種類 別紙 3の通り
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 別紙 3の通り
	(今後実施する予定の取組) 再利用率の増量
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	
①現状	【前年度（ 25年度）実績】
	産業廃棄物の種類 別紙 3の通り
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量 —
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量 別紙 3の通り
	(これまでに実施した取組) 選別処理の実施
②計画	【目標】
	産業廃棄物の種類 別紙 3の通り
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 —
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 別紙 3の通り
	(今後実施する予定の取組) 選別処理方法の改善検討

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度（ 25年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—
	(今後実施する予定の取組)	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（ 25年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙 3の通り
	全処理委託量	別紙 3の通り
	優良認定処理業者への処理委託量	—
	再生利用業者への処理委託量	別紙 3の通り
	認定熱回収業者への処理委託量	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—
	(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者の選定 委託業者への定期的現地確認	

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙 3の通り
	全処理委託量	別紙 3の通り
	優良認定処理業者への 処理委託量	—
	再生利用業者への 処理委託量	別紙 3の通り
	認定熱回収業者への 処理委託量	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—
	(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者の選定 委託業者への定期的現地確認	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理の工程

① 鋳さい

・ 溶解工程

鉄屑、造滓材→電気炉溶解→炉さい→最終処分委託→埋立

・ 鑄造工程

鑄物砂、粘結剤→昆練→造型→型組→鑄込み→冷却→砂型解砕→砂回収→50%再利用→50%を
中間処理→廃砂→再生業者に委託→再生碎石

② がれき類

再生処理業者へ委託→再生骨材・再生路盤材

再生出来ないものは最終処分委託→埋立

③ 廃プラスチック類

再生処理業者へ委託→RPF(再生固形燃料)

④ ガラスくず

再生処理業者へ委託→再生骨材・再生路盤材

⑤ 燃え殻

再生処理業者へ委託→再生骨材・再生路盤材

⑥ 廃油

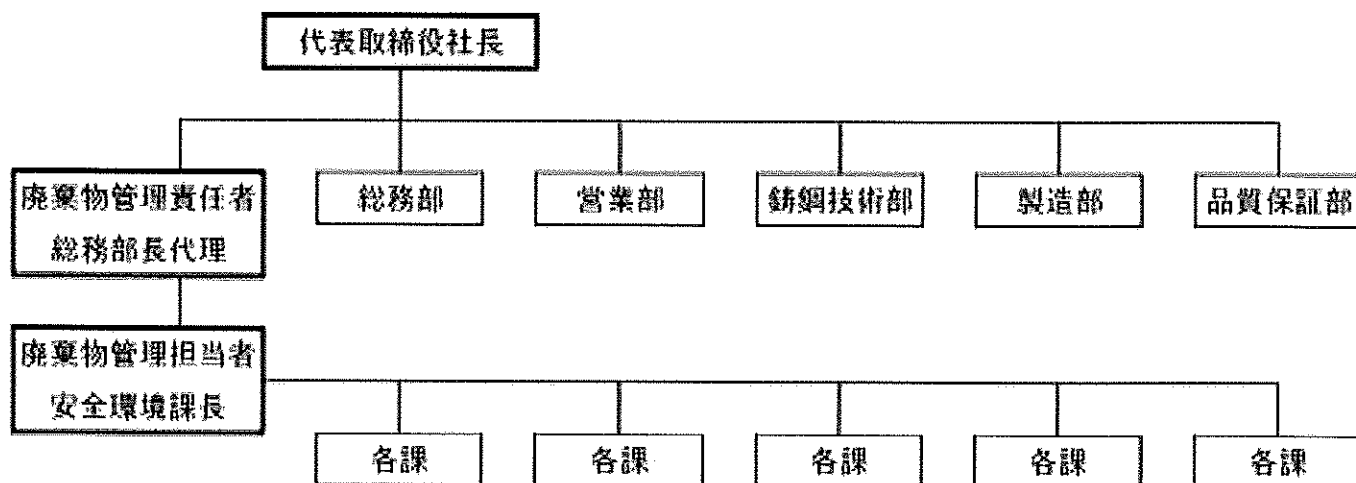
再生処理業者へ委託→再生油

廃棄物管理責任者

- 廃棄物処理に関する方針の策定
- 廃棄物処理に関する各事項の決定、承認

廃棄物管理担当者

- 廃棄物処理計画の作成
- 廃棄物処理施設の管理
- 委託業者の調査、選定及び管理
- 委託契約の締結
- マニフェストの交付・管理
- 監督官庁への各種報告
- その他関係事項



平成25年度の産業廃棄物発生量(実績)

産業廃棄物の種類	鋳さい	がれき類	廃プラスチック	ガラスくず	廃油	燃え殻	蛍光灯	廃家電	合計
排出量	11,840	150	1.5	0.2	0.8	3	0.0	0.0	11,996
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	6,240	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	6,240
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	2,080	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	2,080
全処理委託量	3,520	150	1.5	0.2	0.8	3	0.0	0.0	3,676
再生利用業者への処理委託量	2,760	0	1.5	0.2	0.8	3	0.0	0.0	2,766

平成26年度の産業廃棄物発生量(目標)

産業廃棄物の種類	鋳さい	がれき類	廃プラスチック	ガラスくず	廃油	燃え殻	蛍光灯	廃家電	合計
排出量	10,000	150	5.0	1	1	5	0	0	10,162
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	6,000	0	0.0	0	0	0	0	0	6,000
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1,000	0	0.0	0	0	0	0	0	1,000
全処理委託量	4,000	150	5.0	1	1	5	0	0	4,162
再生利用業者への処理委託量	3,000	0	5.0	1	1	5	0	0	3,012